

堺個審答申第90号
(答申第124号)
令和2年5月27日

堺市長 永藤英機様

堺市個人情報保護審議会
会長 石橋徹也



答 申

令和2年5月20日付け堺定給第79号で諮問のありました下記諮問案件について、別紙のとおり答申します。

記

審議案件	特別定額給付金事業にかかる個人情報の収集及び外部提供について
分類	条例第6条第2項第7号【本人収集の原則の例外】 条例第6条第3項【センシティブ情報収集禁止の原則の例外】 条例第7条第1項第6号【目的外利用・提供禁止の原則の例外】
担当課	総務局 行政部 特別定額給付金室
審議方法	書面による審議 (第177回)

審 議 結 果

1 審議会の結論

堺市長が、堺市個人情報保護条例6条2項7号、同条3項及び同条例7条1項6号に基づき諮問した「特別定額給付金事業にかかる個人情報の収集及び外部提供について」は、当該給付金の適正な給付のために必要不可欠であると認めるので、留意事項に従って個人情報の保護に万全の措置を講じることを条件に承認する。

2 留意事項

総務省が作成した事務処理取扱いの遵守を徹底し、人為ミス防止に万全を期すこと。特に、個人情報を含む帳票類については、取扱状況の把握及び保管庫の施錠管理等を含め、管理責任者の監督のもと厳重に取扱うこと。